



令和5年3月10日

海上保安庁

日豪海上保安機関間のMDAに関する協力覚書を締結!

～「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けMDA
における連携を強化～

海上保安庁長官及び豪内務省国境警備隊担当長官は、令和5年3月9日（木）、日豪海上保安機関間の海洋状況把握（MDA）に関する協力覚書に署名しました。これにより、海洋状況把握（MDA）に資する情報共有の枠組みを確立し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた両機関の一層の連携強化を図ります。

1. 経緯

海上保安庁及び豪内務省国境警備隊は、2018年に海上安全保障分野の協力に関する意図表明文書（SOI）に署名し、同分野における人材育成や情報共有等に関して連携を強化することに合意していたところ、今般、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、相互の連携・協力を発展させるため、同SOIに基づく「MDAに関する協力覚書（MOC）」を作成し、両機関の長が署名しました。

2. 協力覚書の概要

(1) 署名日

令和5年3月9日（木）

(2) 署名者

海上保安庁長官 石井昌平

豪内務省国境警備隊担当長官 Michael OUTRAM

(3) 概要

今般署名した覚書は、MDAに関する情報共有を促進するとともに、両当事者間のパートナーシップを強化することを目的としています。覚書には、交換する情報の具体的な内容や情報保全の措置等が規定されております。



協力覚書署名式の様子

(撮影時のみマスクを外しております)

3. 参考

(1) 海洋状況把握 (MDA)

海洋の安全保障、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取り扱いに留意しつつ効果的な収集・集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握すること。(「海洋レポート令和4年度版」抜粋)

(2) MDA に関する国際連携・国際協力

我が国自身の努力に加え、MDA に関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA 体制を強化していく。(「第三期海洋基本計画」第2部4.(3)抜粋)

(3) MDA の対象となる情報

我が国の MDA においては、次の情報を対象とする。

- 海洋環境情報
- 船舶に関する情報
- 海洋インフラに関する情報
- 基盤情報
- その他関連する情報

(平成30年5月15日総合海洋政策本部決定「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」1.(3)抜粋)